**平成２３年（フ）第４３３号**
仙台市青葉区米ケ袋１丁目４番46号　須藤ビル303
債務者　若生　裕政
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第４８４号**
宮城県多賀城市伝上山３丁目21番22号　コーポウィズ202号
債務者　柴田　夏江
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第２３号**
秋田県由利本荘市薬師堂字谷地181番地24
債務者　三浦　利夫
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２３年（フ）第５１号**
秋田県北秋田市松葉町11番２号、前住所秋田県湯沢市愛宕町１丁目６番７号　秋田県職員湯沢愛宕世帯公舎108号
債務者　佐藤　知穂（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２３年（フ）第２８２号**
茨城県小美玉市中台828番地10
債務者　中面谷美子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第３０３号**
茨城県水戸市上水戸４丁目５番５－306号　上水戸ハイツ
債務者　仁平　智子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第３１５号**
茨城県水戸市元石川町2522番地の47
債務者　坪井　一樹
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第３１８号**
茨城県水戸市愛宕町12番47号　市営愛宕住宅１Ｆ６号
債務者　鈴木　勝弘
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第３２７号**
茨城県笠間市旭町241番地２　西原住宅18号
債務者　小松　洋祐
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第３２８号**
茨城県笠間市旭町241番地２　西原住宅18号
債務者　小松奈々美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第１４５号**
茨城県石岡市東光台５丁目８番15号
債務者　勢子　　栄
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第１５７号**
茨城県稲敷郡阿見町中央５丁目33番11号
債務者　杉山知栄子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第１６０号**
茨城県土浦市木田余東台４丁目５番19号　フェザーヒルパートⅡ201
債務者　吉野　**隆**文
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第１７７号**
茨城県つくば市上広岡538番地　山田住宅Ａ棟７号
債務者　白石　博美
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第１８８号**
茨城県土浦市神立中央５丁目10番27号　サンシティ上砂105号
債務者　濱田みすず
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第１９９号**
金沢市新保本１丁目462番地コーポむらさき206号室、従前の住所金沢市福久東１丁目36番地
債務者　浦島　幸香
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第２０８号**
石川県石川郡野々市町清金３丁目131番地、従前の住所石川県白山市新田町204番地３
債務者　大浦　秀樹
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
金沢地方裁判所